

医療費控除の申告 変更あり

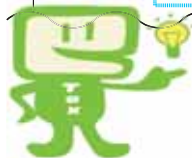
平成29年分の申告から医療費の領収書の提出の代わりに、**医療費控除の明細書**の添付が必要になりました。申告をする方は、医療費の領収書や、保険金・高額医療制度などの補てんがある方はその金額の分かるものを基に、**医療費控除の明細書を作成してお持ちください**。領収書は自宅で5年間保存してください。

なお平成31年分までの控除申告は従来通り、医療費の領収書の添付または提示により可能です(ただし合計額の計算は必要)。

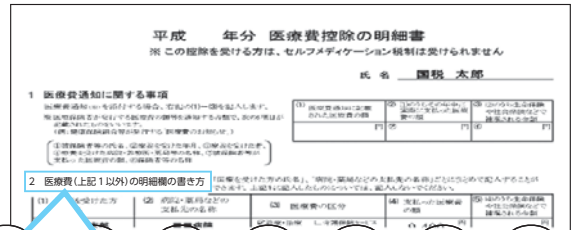
記載例

国税太郎さんの例 (生計が同じ妻：花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	■■■病院	診療	6,000円 ①
5/28	■■■病院	診療	3,400円 ①
	▲▲薬局	医薬品	700円 ②
国税花子さんが受けた医療			
9/13	○○診療所	診療	3,300円 ③
		医薬品	1,100円



・医療を受けた人・病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。



2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

	(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
①	国税 太郎	■■■病院	①診療・治療②介護保険サービス③医薬品購入④その他の医療費	9,400円
②	同 上	▲▲薬局	①診療・治療②介護保険サービス③医薬品購入④その他の医療費	700円
③	国税 花子	○○診療所	①診療・治療②介護保険サービス③医薬品購入④その他の医療費	4,400円

※健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」がある場合、明細書の記載を省略することができます。ただし、被保険者等の氏名、療養を受けた年月、療養を受けた者、療養を受けた病院・診療所薬局等の名称、被保険者等が支払った医療費の額、保険者等の名称の全てが記載されているものに限りま。また、支払った医療費の合計額は領収書を元に計算してください。

おむつ代の医療費控除には次の書類が必要です
 ▷初めて控除を受ける人…おむつの領収書、医師が証明する「おむつ使用証明書」
 ▷2年目以降で要介護認定を受けている一定の方…おむつの領収書、市高齢介護課が発行する「おむつ使用の確認書」

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の申告 新制度

平成29年分申告から新たに創設された制度です。健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う申告者本人が、自己または生計を一にする配偶者その他親族に係る一定のスイッチOTC医薬品購入費(※2)を支払った場合において、その年中に支払った購入費の合計額(保険金などで補てんされる部分を除く)から1万2千円を差し引いた額(最高8万8千円)が所得控除となります。**ただしこの特例を受ける場合、現行の医療費控除は受けられません。**

- ※1一定の取組…特定健康診査、予防接種、定期健康診断、がん検診、各種健診(検診)のうちいずれか。インフルエンザの予防接種も一定の取組に含まれます。
- ※2スイッチOTC医薬品…医師によって処方される医薬品ではなく、ドラッグストアで購入できる医薬品。対象医薬品は領収書にマークが付いているか、合計額が分けて記載されています。

申告に必要なもの ▷一定の取組を行ったと分かる領収書または結果通知書
 ▷スイッチOTC医薬品を購入した領収書または作成した明細書

“医療費控除”と“セルフメディケーション税制”、どちらがいいの？

総所得250万円のAさんの場合、それぞれの**控除額**は… ①医療費控除 ②セルフメディケーション税制
 ①医療費として支払った金額=15万円(高額療養費なし)……………式 15万円-10万円= **5万円**
 ②①のうち、スイッチOTC医薬品購入費=7万円(世帯全員分)……………式 7万円-1万2千円= **5万8千円**
 ⇒②>①となり、Aさんの場合はセルフメディケーション税制での申告の方が控除額は大きくなります。

